

令5猪情公審答申第1号

令和5年11月1日

猪名川町長 岡本 信司 様

猪名川町情報公開・個人情報保護審査会

会 長 園 田 寿

猪名川町情報公開条例第12条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年11月28日付猪企第225号で諮問された、非公開決定に対する審査請求について、別紙のとおり答申します。

答 申 書

1 審査会の結論

令和3年11月19日付、猪情第75号の2で猪名川町長（以下「実施機関」という。）が行った「道の駅移転予定地の元地権者に対して開かれた説明会議事録（R3.8）」の非公開決定（以下「本件決定」という。）については取り消し、次の部分は公開すべきである。

【公開すべき部分】

議事録表紙の内、開催日時、開催場所、出席者における地権者等の人数、及び町事務局氏名、議事内容、会議録本文中の一開会一、一道の駅整備事業の現状報告について一、の全て及び、一ご意見、ご要望等について一の発言した参加者が特定できる情報を除く部分

2 審査請求に係る経緯

令和3年11月8日 審査請求人は、実施機関に対し猪名川町情報公開条例（平成10年12月22日条例第26号。以下「条例」という。）第5条の規定により公開請求を行った。

令和3年11月19日 実施機関は、条例第7条の規定により本件決定を行い、その旨を令和3年11月19日に審査請求人に通知した。

令和3年12月13日 審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求に係る処分の内容

令和3年11月19日付、猪情第75号の2による「情報非公開決定通知書」に関する本件決定

4 審査請求の要旨及び理由

(1) 審査請求の要旨

上記「非公開」決定を取り消し、個人情報を除くすべての部分を公開するとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

- ・これまで2度にわたる地権者説明会議事録は一部公開されていること。
(平成31年1月26日、令和2年11月13日)
- ・行政から元地権者へ発信された情報は、一般住民にも発信された情報であるとみなされる事から、猪名川町情報公開条例第9条各号には当たらないと考えること。

5 実施機関の弁明

審査請求に対する実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件公文書は、町が元地権者を対象に道の駅整備事業の現状説明及び今後の事業の進め方における様々な意見や課題を収集するために実施した説明会の結果をまとめた議事録である。

請求時点において、道の駅整備事業は PFI 法第 7 条の規定に基づき、令和 3 年 2 月 25 日付けで特定事業として選定した事業として継続中であり、当該特定事業の取り消しまで行ったものではなく、PFI 事業として正式に中止が決定されていない。その上で、元地権者等の関係者から得た意見等も踏まえ、現在も、方向性を検討している段階である。

道の駅整備事業に関しては、町の施策の中でも特にその注目度が高く、本件公文書が意図的に切り取られてウェブのブログ等で広く公開される可能性は十分にあり、そのみが事実であると誤解し、意思形成過程の情報であるにも関わらず決定事項であるかのように誤認され、無用な混乱が生じるおそれがある。

さらに、本説明会は町から元地権者に対して自由闊達な意見を求め、元地権者からはその求めに応じて意見を聴取したにも関わらず、第三者が恣意的に切り取り、公表することがあれば、あたかも元地権者が町に対して批判や要望を訴えるに終始した説明会であったかのような誤解を生む可能性もある。よって、本情報については、町の立場だけではなく、相手方である元地権者の立場も踏まえて公開の可否を考えるべきものであり、元地権者が不当に非難される事態は避けなければならない。

また、本説明会は元地権者のみを対象として町主催で開催したものであり、それ以外の人々の出席は認めておらず、本件公文書が現段階において公開されることは、元地権者において必ずしも予想又は甘受されているとは限らない。さらに、公開されることにより町に対して不信感を抱き、当該事業の調整のみならず、本件町有地を活用した将来的な土地利用が円滑に実施できなくなるおそれや、関係当事者間の協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがある。

なお、氏名については、個人を特定できる情報に該当するものである。

したがって、条例第 9 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に該当するとして非公開とした本件決定には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

6 実施機関の弁明に対する審査請求人の反論

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、審査請求書及び口頭意見陳述により、おおむね次のとおりである。

前提として、売買契約締結以前に開かれた第 1 回、第 2 回地権者説明会議事録は公開さ

れていること、土地売買契約をもって当時の地権者の想いは整理されており、元地権者は一般住民と同様に扱われるべきであり、一方への過大な配慮は公平性に欠くものである。

まず、実施機関が主張する条例第9条第3号については、令和3年8月31日付けで元地権者より町議会に対し陳情書が提出されており、『「当該計画は凍結ではなく、中止する意向である」とはっきり発言』との記述があり、方向性を検討している段階ではないと判断する。また、「中止」の発言は現町長からは当時の副町長が発言したと聞いており、事実を正確に把握するためにも議事録を公開する必要がある。

さらに同陳情書には、「この事業が中止となるなら、我々は騙されたのと同じ」との記述があるが、これが事実であれば重大なことであり、元地権者に誰が何を話したのか、どう騙し、騙されたのかを明らかにしなければ、真つ当な議論、判断ができないと考える。

つぎに、実施機関が主張する条例第9条第4号について、公開することにより、関係当事者間の信頼関係が損なわれるとしているが、元地権者と実施機関の関係は用地売買をもって整理されており、該当しない。加えて、残る町有地の活用については全住民に関わることであり、特定の地域住民にのみ状況報告を行い、その内容を非公開とすること自体、関係者以外に言えない事情があるとの疑念を生み、3万人弱の住民と町との信頼関係を損ねるものである。

最後に、実施機関はブログなどでの部分的な公開を前提とし、混乱を回避することを非公開の理由に挙げているが、あくまでも公開決定は情緒的ではなく規定に基づき判断すべきである。情緒的に判定することは、条例第1条の目的が達せられず、不公平が生じることは明らかである。

7 審査会の判断

本件審査請求において、実施機関は本件公文書が公開されることで、中止していない道の駅整備事業にかかる今後の公正かつ適切な意思形成に著しい支障が生じること、また参加者へ公開することを了承した上で説明会を行ったものではなく、公開することで関係当事者間の協力、信頼関係が損なわれるおそれがあり、本件公文書の全てが非公開情報であると主張している。一方、審査請求人は購入前に開催された説明会の議事録は一部公開されていること、用地購入後はあくまで元地権者であり、町との関係は一般住民と変わらず非公開にあたらぬと主張している。

以下、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

(1) 本件公開請求について

本件公開請求に対し、実施機関は、本件公文書が条例第9条第1号、第3号及び第4号に該当するとして本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件公文書の公開を求めているが、実施機関は、本件処分を妥当としていることから、本件公文書を見分した結果を踏まえ、以下、条例各号の該当性について検討する。

(2) 条例第9条第1号該当性について

条例第9条第1号は、特定の個人が識別され又は特定の個人を識別され得るもの、いわゆる個人情報を開示情報としたものである。

議事録には表紙の内、出席者における地権者等の人数、氏名、町事務局氏名が記載されており、また、会議録本文中には発言者や行動者の氏名が記載されている。

実施機関はこれら全てを非公開情報としたが、町事務局氏名については個人を識別する情報であるが、公務員においては職務遂行に係る情報である場合は条例第9条第1号ただし書き(エ)により除外する規定となっており、これに該当することから公開すべきである。また、地権者等の人数や意見応答にかかる参加者の発言は個人を識別できる情報ではないため、非公開は認められない。

地権者等の出席者氏名は、ただし書きの各項に該当しないことから非公開が妥当と考える。

(3) 条例第9条第3号該当性について

本号は、町の機関内部若しくは機関相互間または町の機関と国等との間における審議、検討、調査、企画、研究等に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められる情報は適用除外事項とするものである。

実施機関は、道の駅整備事業が特定事業の取り消しをしていないなど、事実上継続中の事業であり、本件公文書を公開することで情報の一部を切り取りブログ等で広く公開され住民が混乱するため、意思形成における著しい支障が生じると主張している。

しかしながら、本条規定は意思形成過程の情報であることを以て、非公開事由に当たる指標としているものではないことから、未成熟な情報を公開することでどのような著しい支障が発生するか議事録の内容を確認したところ、町事務局の説明は関係者限りの情報を説明しているものとは見受けられず、公開することで内部あるいは関係機関との審議等に著しい支障が出るとは認められない。ただし、非公開の規定はすべての可能性を網羅し対応できるものではなく、事案の内容や実情に応じて、非公開と公共の利益との比較衡量をしながら判断を行うものであり、混乱のおそれが生じることにつ

いて、審査請求人が主張する情緒的で規定に則っていないとまでは言えない。

一方で、道の駅移転事業がすでに中止していると審査請求人が主張するが、地元住民の発言からのみ、その事業が最終意思決定されたものと判断することはできず、事実、町の公式見解は「凍結」であることを町議会議場において、何度も町長が発言していることから、請求当時も継続中の事業であると確認できる。その上で、元地権者との意見応答の内容を公開することで無用な混乱を生み、今後の意思形成に支障が出るおそれがあるとは認められない。

(4) 条例第9条第4号該当性について

本号は、町の機関が行う交渉等、各種の事務事業に関する情報で、公開することにより、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれると認められるものについて、適用除外事項とすることを定めたものである。

審査請求人は、元地権者に限り説明すること自体に問題があると主張しているが、今回の説明会については実施機関の弁明のとおり、元地権者からの要請により開催されていたことを確認した。このため、町はそもそも全住民を対象とした説明を行うことを目的としていない点において、公平性を欠くものではないと考える。

しかしながら、道の駅整備事業の現状説明及び今後の事業の進め方における様々な意見や課題を収集するために開催した本説明会は、本号規定の例示にあるような交渉等の事務事業に関する情報とは言えず、実施機関が主張する条例第9条第4号には該当しない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

最後に、双方の弁にあるように道の駅整備事業は住民の関心が高いことから、情報公開条例第1条の規定のとおり、町は住民の町政への参加を担保するべきである。

町長においては、町政への監視、知る権利の保障の観点からも住民への積極的な情報提供や、丁寧な説明に努められるよう望むものである。

以上のことから総合的に審査を行ったところ、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

8 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、概ね次のとおりである。

年月日	内 容
令和4年11月28日	諮問書の受理、諮問案件の審議（審査請求・弁明書の確認）
令和5年 1月16日	諮問案件の審議（口頭意見陳述に向けた審議）
令和5年 2月27日	審査請求人及び実施機関からの口頭意見陳述並びに諮問案件の審議
令和5年 4月17日	諮問案件の審議（意見整理）
令和5年 6月 7日	諮問案件の審議（意見整理）
令和5年 7月13日	諮問案件の審議（意見整理）
令和5年 8月23日	諮問案件の審議（答申内容の確認）
令和5年 9月25日	諮問案件の審議（答申案の確認）
令和5年11月 1日	答申

9 猪名川町情報公開審査会委員

本諮問案件における審査会の委員は、次のとおりである。

職 名	氏 名
会 長	園田 寿
副会長	浅田 英範
委 員	福島 力洋
委 員	太田 はるよ
委 員	住野 敦浩